

新東京都GAP認証制度実施要領

制定 令和5年3月30日 4産労農安第1545号
一部改正 令和7年7月1日 7産労農安第486号

(目 的)

第1条 この要領は、新東京都GAP認証制度実施要綱（令和5年 月 日付4産労農安第1544号。以下「要綱」という。）に基づく新東京都GAP認証制度の実施に必要な事項を定め、その効率的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領に用いる用語については、要綱に定める用語の例による。

(対象農産物の範囲等)

第3条 新東京都GAP認証（以下「認証」という。）の範囲は、要綱第3条で定める都内で生産、出荷される農産物とする。なお、認証取得者が都外の農地で生産、出荷している農産物で、調査機関の職員が都内調査と同等の距離で調査できる場合は、当該認証の範囲とする。

2 対象農産物の区分は、青果物、茶とし、区分及び品目について認証を行う。

(認証申請者の要件)

第4条 要綱第6条第2号で規定する、その他知事が別に定める者とは、農業の専門学科を有する都内の教育機関（農業高等学校を含む）及び農業を指導・研究する機関等とする。

2 要綱第15条第1項の規定により認証を取り消され、その取消してから1年を経過しない農業者は、要綱第7条で定める認証申請は行えないものとする。

3 「GLOBAL G. A. P.」や「AS I A G A P」、「J G A P」等の認証取得者について、認証取得者自らが希望する場合は、新東京都GAP認証を付与することができる。

(事業の実施)

第5条 認証制度に関する業務の一部を公益財団法人東京都農林水産振興財団に委託して実施するものとする。

(認証申請及び調査、審査、通知、取消等)

第6条 認証を受けようとする者は、新東京都GAP認証申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、公益財団法人東京都農林水産振興財団地産地消推進課（以下「財団地産地消推進課」という。）宛て提出する。

2 認証を受けようとする者の申請書類及びほ場、集出荷施設等の調査は、財団地産地消

推進課が実施する。調査後、財団地産地消推進課は、調査報告書（第2号様式）を東京都農業振興事務所振興課（以下、「事務所振興課」という。）宛て提出する。

- 3 知事は、別に定める認証審査会での審議を経て認証する。認証する際は、認証通知書（第3号様式）及び認証証書（第4号様式）により申請者に通知する。
- 4 有効期限後も引き続き認証を受けることを希望する者は、有効期限到来前までに新東京都GAP認証申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、財団地産地消推進課宛て提出する。
- 5 知事は、認証取得者の取組が管理基準等に適合していない等、不適切な事実が確認され、かつ必要な措置の指示に従わない場合は、認証取消通知書（第5号様式）により認証を取り消す旨、通知する。

（認証情報の提供）

第7条 認証取得者は、次の情報を都民に提供するように努めるものとする。

- （1）認証登録番号
- （2）認証年月日
- （3）認証品目名
- （4）生産者名
- （5）生産栽培状況
- （6）その他必要な事項

- 2 前項の認証情報は、ホームページ等広く都民に情報を提供できる媒体により行うことが望ましい。

（認証取得者の報告）

第8条 認証取得者は、年1回、管理基準の自己点検報告書（第6号様式）に必要書類を添付し、財団地産地消推進課宛て提出するものとする。

（管理基準の適合状況の検査）

第9条 認証取得者の管理基準の適合状況の検査は、年1回、財団地産地消推進課が実施し、検査報告書（第7号様式）を事務所振興課宛て提出する。

（認証の辞退、認証内容の変更及び追加）

第10条 認証取得者が認証を辞退する場合には、認証内容変更届（第8号様式）に認証を辞退する旨を記載し、認証証書とともに財団地産地消推進課宛て提出する。

- 2 認証取得者は、認証内容に変更が生じた場合には、認証内容変更届（第8号様式）を財団地産地消推進課宛て提出する。
- 3 前項で、認証内容変更届が必要な場合は次のとおりとする。
 - （1）同一経営体内での認証取得者の変更
 - （2）認証品目等の栽培中止
 - （3）栽培ほ場、集出荷場等の変更
 - （4）担当者氏名、連絡先の変更

(5) その他、軽微な変更

4 認証品目の追加を希望する場合には、新東京都GAP認証申請書（第1号様式）により行い、第6条に定める審査を経て認証する。

5 変更や品目追加後の認証期間は、変更前の認証期間とする。

(認証マーク等の表示)

第11条 認証取得者が、認証を受けていることを明示することができる認証マーク等の表示については、別に定める。

(申請書類の保存)

第12条 知事は、認証に際し、申請案件ごとに次に掲げる事項を記載した一覧表を作成するとともに、申請書類を保存するものとする。

(1) 認証登録番号

(2) 認証年月日

(3) 認証品目名

(4) 認証取得者の名称、問い合わせ先及び連絡先

(5) 作付面積

(6) 認証審査会の開催日及び判定に従事した者の氏名

2 知事は、前項の規定する書類について、5年間保存する。

(認証取得者の情報の公表)

第13条 知事は、第7条の(1)から(4)の事項を一般に公表する。

2 知事は、要綱第15の規定により、認証取得者の認証を取り消した場合は、次に掲げる事項を一般に公表する。

(1) 認証を取り消した年月日

(2) 認証取消品目

(3) 取り消した認証取得者の名称

(4) 取消理由

3 前項及び前々項の規定による公表は、東京都産業労働局農林水産部（以下「農林水産部」という。）のホームページにより行う。

(秘密保持の義務等)

第14条 書類審査や検査等に従事した者は、認証の業務に関して知り得た秘密を、関係者以外に漏らし、または自己の利益のためにこれを使用してはならない。

(苦情等への対応)

第15条 知事及び認証取得者は、認証品目に対する都民等からの苦情、問合せ（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備するものとする。

2 苦情等への対応は、次に定める責務に応じ適切に対処することとする。

(1) 知事は、寄せられた苦情等について、原因究明を行い、適切に対応する責務を負う。

また、認証取得者が対応した苦情等についても対処内容を把握するとともに、適切な対処方法について指導を行う。

(2) 認証取得者は、出荷した認証品目に関する苦情等について責務を負う。

なお、関係法令違反等の事故が発生した場合は、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに事務所振興課に電話等で遅滞なく報告した上で、原因を究明して再発を防止するものとする。

(推進体制)

第16条

(1) 新東京都GAP認証制度の管理・運営等の総合調整については農林水産部食料安全課が行う。

(2) 要綱第4条の認証審査会の運営については財団地産地消推進課が行う。

(3) 要綱第7条の申請書受付、申請書及び報告書の調査並びに要綱第10条の認証取得者の報告受付及び認証取得者に対する検査については財団地産地消推進課が行う。

(4) 認証取得希望者及び認証取得者への指導等については、東京都農業振興事務所農業改良普及センターや島しょ農林水産総合センターなど、普及指導員等が勤務する組織が関係機関・団体と連携を図りながら行う。

(5) その他、申請書等、認証に係る書類の保管については、事務所振興課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に関する事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。